（会計規程）

第十六条　支払基金は、医療機関等情報化補助業務の財務及び会計に関し、法及びこの省令に定めるもののほか、会計規程を定めなければならない。

2　支払基金は、前項の会計規程を定めようとするときは、その基本的事項について厚生労働大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

3　支払基金は、第一項の会計規程を制定し、又は変更したときは、その理由及び内容を明らかにして、遅滞なく厚生労働大臣に届け出なければならない。

附　則

この省令は、令和元年十月一日から施行する。

○経済産業省令第三十七号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第五十一条第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月十三日

経済産業大臣　菅原　一秀

エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則の一部を改正する省令

エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則（昭和五十九年通商産業省令第十五号）の一部を次のように改正する。

様式第三の備考に次の一項を加える。

3　指定試験機関に申請する場合には、指定試験機関が定める手続により手数料を納付すること。

様式第四の備考に次の一項を加える。

3　指定試験機関に申請する場合には、指定試験機関が定める手続により手数料を納付すること。

様式第十六から様式第二十六までの規定中「タイプによる」を「タイプによる」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省・環境省令第四号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の施行に伴い、並びにフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第五十一条第二号イ及び第六十四条第二号イの規定に基づき、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月十三日

経済産業大臣　菅原　一秀
環境大臣　小泉進次郎

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成二十六年経済産業省環境省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（法第五十一条第二号イの主務省令で定める者）	（新設）
第五十八条の二　法第五十一条第二号イの主務省令で定める者は、精神の機能の障害により第一種フロン類再生業者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	
（法第六十四条第二号イの主務省令で定める者）	（新設）
第七十三条の二　第五十八条の二の規定は、法第六十四条第二号イの主務省令で定める者について準用する。この場合において、第五十八条の二中「第一種フロン類再生業者」とあるのは、「フロン類破壊業者」と読み替えるものとする。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

人事院規則一―九―四

人事院は、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）に基づき、人事院規則一―九（沖縄の復帰に伴う国家公務員法等の適用の特別措置等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和元年九月十三日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一―九―四（沖縄の復帰に伴う国家公務員法等の適用の特別措置等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一―九（沖縄の復帰に伴う国家公務員法等の適用の特別措置等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（欠格条項）	（欠格条項）
第一条　沖縄の法令の規定（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号。以下「特別措置法」という。）第二十五条第一項の規定によりなお効力を有することとされる沖縄法令の規定を含む。）により禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者は、それぞれ法第三十八条第一号に該当する者とみなす。	**第一条**　沖縄の法令の規定（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号。以下「特別措置法」という。）第二十五条第一項の規定によりなお効力を有することとされる沖縄法令の規定を含む。）により禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者は、それぞれ国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号。以下「法」という。）第三十八条第二号に該当する者とみなす。

附　則

この規則は、令和元年九月十四日から施行する。